

学 校 法 人 の 主 な 届 出 等

届出等名	添付書類	届出等の時期及び留意事項等
諸登記完了届	登記後の学校法人登記事項証明書	<p>【届出時期】 諸登記完了後</p> <p>【参考】 事由別登記の時期 (1) 学校法人を設立したとき・・・設立後2週間以内 (2) 合併したとき・・・合併後2週間以内 (3) 組織変更したとき・・・変更後2週間以内 (4) 理事の職務執行停止処分があったとき・・・裁判所が行う (5) 解散したとき・・・解散後2週間以内 (6) 組合等登記令に基づく学校法人の登記事項を変更したとき・・・変更後2週間以内</p> <p style="color: red;">※資産総額の変更については年度終了後3月以内(6月末まで) ただし、寄附行為で「2月以内」と定めている法人を除く</p>
役員変更届	① 理事会の決議録の写し(原本証明を付すこと) ② 評議員会の決議録の写し(原本証明を付すこと) ※評議員会からの選任による場合に限る ③ 各役員につき、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことの宣誓書及び監事が理事、評議員若しくは職員を兼ねていないことの宣誓書 ④ 就任承諾書及び私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることの誓約書 ⑤ 履歴書 ⑥ 変更した役員が理事長又は寄附行為の定めにより代表権を有する理事の場合は、変更登記済の学校法人登記事項証明書 ⑦ 辞任届(※任期途中ででの辞任の場合に限る)	<p>【届出時期】 学校法人の理事長(職務代理者を含む。)及び、理事及び監事に変更があったとき <u>(重任の場合も必要)</u></p>
特別代理人選任願	① 候補者の履歴書及び同意書、私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることの誓約書 ② 理事会の決議録の写し(原本証明を付すこと) ③ 評議員会の決議録の写し(原本証明を付すこと) ※寄附行為に定めのある場合に限る	<p>【届出時期】 学校法人と理事の間に利益相反事項があり、特別代理人を選任しようとするとき</p>

学 校 法 人 の 主 な 届 出 等

届出等名	添付書類	届出等の時期及び留意事項等
登録免許税免除証明願	土地の場合	<p>【申請時期】 学校（幼稚園）の校地（園地）、校舎（園舎）、その他直接教育の用に供する土地建物に関する権利を取得し、所有権移転（新築建物については保存）登記に際し、登録免許税の免税措置を受けようとするとき</p>
	① 理事会の決議録の写し（ 原本証明を付すこと ）	
	② 評議員会の決議録の写し（ 原本証明を付すこと ） ※寄附行為に定めのある場合に限る	
	③ 校地等の位置図（ 変更部分を明示すること ）	
	④ 売買契約書又は寄附申込書の写し（ 原本証明を付すこと ）	
	⑤ 土地の登記簿本及び地積図の写し（ 原本証明を付すこと ）	
	⑥ 校地等の変更届の写し（ 振興局へ提出した届の写し ） ※専修・各種学校に限る	
	⑦ 校地等の変更届受理通知書の写し （ 振興局からの受理通知書の写し ）※専修・各種学校に限る	
	建物の場合	<p>【留意事項等】 (1)本証明を願出する場合、校地（園地）、校舎（園舎）の変更を必要するため、事前に校地（園地）、校舎（園舎）変更届を提出する必要があります。 （※幼保連携型認定こども園は学事課への園地園舎の提出不要） (2)証明願（添付書類を除く）は2部提出すること。 (3)幼保連携認定こども園の場合は、指定都市・中核市又は振興局へ証明願を提出。 （※様式については各提出先が定める様式による）</p>
	① 理事会の決議録の写し（ 原本証明を付すこと ）	
	② 評議員会の決議録の写し（ 原本証明を付すこと ） ※寄附行為に定めのある場合に限る	
	③ 校舎等の配置図及び平面図（ 変更部分を明示すること ）	
	④ 工事請負契約書又は建物引渡書の写し（ 原本証明を付すこと ）	
	⑤ 建築確認通知書及び検査済証の写し（ 原本証明を付すこと ）	
	⑥ 校舎等の変更届の写し（ 振興局へ提出した届の写し ） ※専修・各種学校に限る	
	⑦ 校舎等の変更届受理通知書の写し （ 振興局からの受理通知書の写し ）※専修・各種学校に限る	
	土地及び建物の場合	<p>(1) 理事会の決議録の写し（原本証明を付すこと）</p> <p>(2) 評議員会の決議録の写し（原本証明を付すこと） ※寄附行為に定めのある場合に限る</p> <p>(3) 校地、校舎等の位置図、配置図及び平面図 （変更部分を明示すること）</p> <p>(4) 校地、校舎等に関する契約書等の写し（原本証明を付すこと） ※土地、建物の場合の各添付書類④に準ずる</p> <p>(5) 校地、校舎等に関する登記簿謄本等の写し （原本証明を付すこと） ※土地、建物の場合の各添付書類⑤に準ずる</p> <p>(6) 校地校舎等の変更届の写し（振興局へ提出した届の写し） ※専修・各種学校に限る</p> <p>(7) 校地校舎等の変更届受理通知書の写し （振興局からの受理通知書の写し）※専修・各種学校に限る</p>
	① 理事会の決議録の写し（ 原本証明を付すこと ）	
	② 評議員会の決議録の写し（ 原本証明を付すこと ） ※寄附行為に定めのある場合に限る	
	③ 校地、校舎等の位置図、配置図及び平面図 （ 変更部分を明示すること ）	
	④ 校地、校舎等に関する契約書等の写し（ 原本証明を付すこと ） ※土地、建物の場合の各添付書類④に準ずる	
⑤ 校地、校舎等に関する登記簿謄本等の写し （ 原本証明を付すこと ） ※土地、建物の場合の各添付書類⑤に準ずる		
⑥ 校地校舎等の変更届の写し（ 振興局へ提出した届の写し ） ※専修・各種学校に限る		
⑦ 校地校舎等の変更届受理通知書の写し （ 振興局からの受理通知書の写し ）※専修・各種学校に限る		

（各学種共通）

学 校 法 人 の 主 な 届 出 等

届出等名	添付書類	届出等の時期及び留意事項等
特定公益増進法人であることの証明願	① 寄付金募集要綱	【申請時期】 証明を受けようとするとき
	② 寄附行為	
	③ 生徒（園児）募集要項	【留意事項等】 ※1 学校教育法第1条に規定する学校のみを設置する法人については、申請時提出不要。 【参考】 学校教育法第1条に規定する学校 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校 ※2 設置する全ての専修学校の課程・学科毎の授業時間が分かる書類（学則等） ※3 所得税法施行規則第40条の8及び法人税法施行規則第23条の2で定める要件を満たさない専修学校を設置している場合は、設置する全ての学校、専修学校の課程・学科及び各種学校毎の学生・生徒等の定員数及び在籍者数（各学年毎）が分かる書類。
	④ 寄付金支出計画書	
	⑤ 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書 ※1	
	⑥ 申請の日を含む事業年度開始の日の財産目録 ※1	
	⑦ 申請の日を含む事業年度開始の前1年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書（収支決算書がない場合は、収支予算書） ※1	
	⑧ 専修学校の授業時間数に係る書類 ※1 ※2	
	⑨ その他当該法人が特定公益増進法人に該当する旨を説明する書類 ※1 ※3	